

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>名誉県民を称え、その功績を県民に紹介し、県民の誇りとするため、名誉県民の肖像写真を掲示する額縁や名入りプレートを設置するものである。</p> <p>設置位置としては、新県庁舎行政棟県民ホール前ホワイエ壁面とする予定であったところ、県庁舎デザインアドバイザーらによる内装工事の状況確認等を踏まえ、吹き抜け上部の木ルーバーに取り付けることに急遽、変更となった。木ルーバーについては、県庁舎デザインアドバイザーの意見を採り入れた意匠性の高い装飾であり、額縁等の取り付けにあたっては木ルーバーの保護や周囲とのデザイン上の調和に十分な配慮を要する。</p> <p>また、高所作業での安全確保や新県庁舎開庁に合わせた迅速かつ正確な施工も同時に満たす必要があり、それらを実現するには相当な困難を伴うこととなる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本工事での額縁の取付にあたっては、木ルーバー支持用の横棧を利用することとなり、新県庁舎の意匠を凝らした木ルーバーを保護しながら、下方の通路の安全を確保するための十分な強度と耐久性を有する落下防止策を講じるには、正確かつ慎重な取付作業が必要となる。</p> <p>さらに、新県庁舎の顔となるホワイエの周囲空間と調和したデザインとするため、額縁等の素材や色調・柄を既設の装飾と調整する必要がある。</p> <p>このような配慮や技術を要する本工事において、新県庁舎開庁までの限られた期間内で、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するには、行政棟建築工事の請負者である前田・大日本・TSUCHIYA・岐建・特定建設工事共同企業体の代表構成員であって、かつ、木ルーバー工事の中心的役割を担った前田建設工業株式会社以外にはない。（なお、特定建設工事共同企業体はすでに解散している。）</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。